

第 28 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和4年11月4日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第94号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
報第30号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡 邊 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹
6、会議録署名者	8番 金井 育代 委員、9番 日比野 勝伸 委員
7、欠席委員	伊左治 幸次 推進委員
議 長	ただ今のお出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 3 名で定足数に達していますので、これより第 28 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、伊左治 幸次 推進委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、8番 金井 育代 委員、9番 日比野 勝伸 委員を指名します。 それでは、議第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。 別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (朗読)
議 長	別添資料は 1 ページから 8 ページまでをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、11 番 田中 宣行 委員 説明願います。

<p>11 番 田中委員</p>	<p>11 番 田中です。</p> <p>第 1 号事案の説明をいたします。事務局から説明があった箇所については、省略します。資料の 5-1 をご覧ください。</p> <p>事前説明を 10 月 21 日、現地確認は 10 月 28 日に行いました。</p> <p>申請地は、御嵩駅より東南に直線で約 700m、21 号バイパス南山団地入口交差点を東に約 500m に行った場所です。</p> <p>東は宅地、南は排水路、西は畑、北は町道に挟まれた場所です。転用の目的は、一般個人住宅です。</p> <p>権利を設定しようとする理由は、使用借人は現在借家住まいをしておりますが、こどもが大きくなり、手狭となったことから義父の勧めもあり、義父所有の申請地で住宅を新築することとなりました。</p> <p>転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要については、許可の日から 6 ヶ月以内に、一般個人住宅の建築。</p> <p>資金調達については、全額借入金ということで、ローン仮承認通知書が添付されています。</p> <p>転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要についてですが、南側排水路、西側畑についてはコンクリートブロック積みを行い土砂等の流出を防止します。</p> <p>家庭雑排水は、浄化槽で処理し、雨水は、集水桝に集水後、南側排水路に放流する予定で、木下水利組合への誓約書・同意書が添付されています。</p> <p>もし、被害等があったときは、申請人により処理・解決いたしますとのことです。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書、配置図、平面図、ローン仮承認通知書、水利組合誓約書・同意書、隣地承諾書、代替地検討結果一覧が添付されています。</p> <p>この申請については、何ら問題ないと思います。みなさま方の、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑ないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について、8 番 金井 育代 委員 説明願いま</p>

<p>8番 金井委員</p>	<p>す。</p> <p>8番 金井です。2号事案の説明をします。 ただ今事務局から説明されましたことについては、省略します。資料の5-2をご覧ください。 申請地の場所は、伏見公民館南側70m程のところですか。 転用の目的は、一般個人住宅敷地で利用するものです。 権利を設定し又は、移転しようとする事由は、譲受人は、現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭になったため、住宅を建てたい。譲渡人は、耕作は困難となりましたので、譲受人要望を受諾しました。 転用の目的にかかわる施設の概要は、申請地の東側は、畑・山林、西側は道路、南側は雑種地、北側は山林となっています。 申請地の南側境界には、コンクリートブロック壁を施工し、土砂等の流出のないようにいたします。 東側法面は、現況のまま庭として利用し、定期的に草刈りをします。 雨水は道路側へ流出させ、東側法面については、自然浸透させます。汚水は下水道へ接続させます。 転用に際し、流水等で付近に迷惑にならないように十分注意して事業を進めます。 万一、問題が生じた場合は、申請人において解決いたします。 添付書類については、全部事項証明書、配置計画図、平面図、誓約書、JA住宅ローン事前審査結果、隣地承諾書、委任状が提出され確認いたしました。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、10月28日現地確認により行いました。以上のことから2号事案の申請内容については、わたくしは問題がないと思います。 皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に報第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出につ</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>事務局次長</p> <p>議 長</p>	<p>いて、事務局より報告願います。</p> <p>4ページをご覧ください。報第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。 別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p> <p>事務局から補足説明はありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
---	---

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

8 番

9 番
